次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　情報処理安全確保支援士（第一条―第三十六条）	第一章　情報処理安全確保支援士（第一条―第三十六条）
第二章　情報処理技術者試験（第三十七条―第三十九条）	第二章　情報処理技術者試験（第三十七条―第三十九条）
第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第四十条―第四十六条）	第三章　情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第四十条―第四十六条）
第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務（第四十七条―第五十一条）	第四章　独立行政法人情報処理推進機構の業務（第四十七条・第四十八条）
第五章　指定高速情報処理用半導体の指定等（第五十二条―第五十八条）	（新設）
附則	附則
第一章　情報処理安全確保支援士	**第一章**　情報処理安全確保支援士
（情報処理安全確保支援士の資格）	（情報処理安全確保支援士の資格）
第一条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第四条の経済産業省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。	**第一条**　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第七条の経済産業省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。
一　（略）	一　（略）
二　法第六条第二項の規定に基づき情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）の全部を免除した者（法第五条第一号の経済産業省令で定める者）	二　法第九条第二項の規定に基づき情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）の全部を免除した者（法第八条第一号の経済産業省令で定める者）
第一条の二　法第五条第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	**第一条の二**　法第八条第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
2　（略）	2　（略）
（情報処理安全確保支援士試験の免除）	（情報処理安全確保支援士試験の免除）
第三条　法第六条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の全部を免除する資格を有する者は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であって、前条第一項各号に規定する科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者（修了した日の翌日から起算して一年以内に第三項又は第四項の申請をする場合に限る。）とする。	**第三条**　法第九条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の全部を免除する資格を有する者は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であって、前条第一項各号に規定する科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者（修了した日の翌日から起算して一年以内に第三項又は第四項の申請をする場合に限る。）とする。
2　法第六条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の一部を免除する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。	2　法第九条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の一部を免除する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。
一～五　（略）	一～五　（略）
3　法第六条第二項の免除（機構が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、前二項に規定する資格を有することを証する書類を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。	3　法第九条第二項の免除（機構が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、前二項に規定する資格を有することを証する書類を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。
4　（略）	4　（略）
（試験事務規程の認可の申請）	（試験事務規程の認可の申請）
第五条　機構は、法第八条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に支援士試験事務の実施に関する規程（以下「支援士試験事務規程」という。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。	**第五条**　機構は、法第十一条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に支援士試験事務の実施に関する規程（以下「支援士試験事務規程」という。）を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。
2　機構は、法第八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。	2　機構は、法第十一条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
（試験事務規程の記載事項）	（試験事務規程の記載事項）
第六条　法第八条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第六条**　法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
（受験停止の処分等の報告）	（受験停止の処分等の報告）
第十一条　機構は、法第九条第三項の規定により、支援士試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十一条**　機構は、法第十二条第三項の規定により、支援士試験に関する不正行為に関係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその支援士試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）